（適合判定通知書又はその写しの提出）

第六条　（略）

一　（略）

二　法第三十五条第八項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十二条第六項の規定を適用する場合　第二十五条第二項（第二十八条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書又はその写し及び第二十三条第一項若しくは第二十七条の申請書の副本又はその写し

三　（略）

（建築物の建築に関する届出）

第十二条　法第十九条第一項前段の規定により届出をしようとする者は、別記様式第二十二による届出書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書（同条第一項前段の建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書）その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
（い）　（略）	（略）
配置図	（略）
敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び届出に係る建築物と他の建築物との別	（略）
（ろ）　（略）	（略）
（は）　（略）	（略）

2　（略）

3　法第十九条第一項後段の規定による変更の届出をしようとする者は、別記様式第二十三による届出書の正本及び副本に、それぞれ第一項に掲げる図書のうち変更に係るものを添えて、これを所管行政庁に提出しなければならない。

4　（略）

（適合判定通知書又はその写しの提出）

第六条　（略）

一　（略）

二　法第三十五条第八項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十二条第六項の規定を適用する場合　第二十五条第二項（第二十八条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書又はその写し及び第二十三条第一項若しくは第二十七条の申請書の副本又はその写し

三　（略）

（建築物の建築に関する届出）

第十二条　法第十九条第一項前段の規定により届出をしようとする者は、別記様式第二十二による届出書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書（同条第一項前段の建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書）その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
（い）　（略）	（略）
配置図	（略）
敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別	（略）
（ろ）　（略）	（略）
（は）　（略）	（略）

2　（略）

3　法第十九条第一項後段の規定による変更の届出をしようとする者は、別記様式第二十三による届出書の正本及び副本に、それぞれ前項に掲げる図書のうち変更に係るものを添えて、これを所管行政庁に提出しなければならない。

4　（略）